令和８年度（２０２６年）

農地転用関係者の皆様へ

東近江市春日町２番７号
愛知川沿岸土地改良区

農地転用に伴う地区除外および権利義務の決済について

農業委員会へ提出される農地法第 4 条、第 5 条の転用申請及び届出につきまして、当該土地が愛知川沿岸土地改良区の地区内である場合は、土地改良法第 43 条第 2 項に基づく権利義務の決済が必要ですので、下記の書類に必要事項を記入のうえ、愛知川沿岸土地改良区財務課へご提出いただきますようお願い致します。

記

【必要書類】

◎農地転用等の通知書　別紙様式第１号 ----------2 部
◎地区除外申請書　　別紙様式第２号----------2 部
◎位置図（s＝1/2500 程度）----------1 部
◎法務局備付の公図（コピー可）----------1 部
◎土地登記全部事項証明書（コピー可）----------1 部
◎計画平面図（コピー可）----------1 部
◎地積測量図（コピー可）----------1 部

【転用決済金】　令和８年度決済単価　1.0 ㎡当り 102 円
農地転用決済金　＝　農地転用面積（㎡）　×　決済単価（102 円）
【手数料】　１件につき　2,000 円
【未納入賦課金】　賦課金の未納金

申請書受理期間	農地転用等審査委員会開催日	意見書等の発行日
毎月 10～25 日	毎月 4 日前後	毎月 10 日前後

※令和８年６月１日改正

ご提出いただきました申請書等につきまして、業務を円滑に運ぶために該当地の現地確認及び土地改良事業等により埋設されている各所の用水路及び施設等への影響について検討が是非となります。

農地転用をお考えの際は、日程に十分余裕を持って申請をいただきますようお願い致します。

【お問い合せ】TEL0748-22-1296 愛知川沿岸土地改良区　財務課まで